

鞍手町もやいたクシーQ&A

●もやいたクシーの概要について

Q1:もやいたクシーとは何ですか？

A1:鞍手町もやいたクシーは、利用できる地域、目的地を限定した乗り物のことです。タクシー車両を利用しますが、タクシーと違い、好きなどころから乗車して好きなどころに降車できるわけではありません。

Q2:バスと乗合タクシーの違いは何ですか？

A2:バスは決められた時刻に決められた路線を運行していますが、もやいたクシーは利用者の予約に応じて運行します。(バスは利用者がいなくても時刻通り運行し、決められた路線を運行しますが、もやいたクシーは予約がない場合は運行しません。また、予約のあった乗降場所から目的地まで決められた路線が無いので、効率のいい経路を運行できます。)また、バスは一度にたくさんの方が利用できるのも、一定の需要が見込まれる地域や区間において有効ですが、乗合タクシーは予約に応じて、休止したり経路を変えることができるため、需要の少ない地域でも効率的な運行が可能です。

●利用登録について

Q3:なぜ利用者登録が必要なのですか？

A3:鞍手町もやいたクシーを利用することができるのは、鞍手町に住民票のある方に限定しています。利用できるかどうかすぐに判断するため及び予約事務を間違いなく、迅速に行うために利用者登録をお願いしています。

Q4:利用者登録はどのようにすればいいですか？

A4:役場地域振興課にて「鞍手町予約型乗合タクシー利用者登録申請書」を記入のうえ提出してください(印鑑不要)。なお、手続きには本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)が必要です。

Q5:利用登録にお金はかかりますか？

A5:登録費は無料です。

Q6:利用者登録後は、登録証などが発行されますか？

A6:カードサイズの利用者登録カードを交付します。鞍手町もやいたクシーを利用の際は、必ず乗務員へご提示ください。

Q7:利用者登録しないと乗車できませんか？

A7:利用者登録をされていない方は、乗車できません。利用者登録されている方と同乗する場合においても、利用者登録をされていない方は乗車できません。利用する可能性のある方は登録をお願いします。

Q8:利用者登録を申請したらすぐに利用できますか？

A8:原則、利用者登録カードがお手元に届いてから利用することができます(発行は、登録申請後1週間程度かかります)。登録申請後、直ちに利用することはできませんが、早急に利用されたい場合は、担当者にご相談ください。

Q9:代理申請することはできますか？

A9:登録される人の身分証明証があれば可能です。また、手続きの際に代理であることをお伝えください。

●予約について

Q10:なぜ事前予約が必要なのですか？

A10:予約がない場合は運行しない、予約が多い場合は効率よく配車するなどの工夫で、無駄の少ない運行を行い、経費を抑えることで利用者の負担と町の負担を小さくすることを目指していますので、事前予約をお願いしています。

Q11:予約は電話による受付のみですか？

A11:電話による受付のみとなっております。ご予約の際は必ず、「もやいタクシーを利用します」とお伝えください。

Q12:定期券はありますか？

A12:定期券はございませんが、回数乗車券がございます。12枚入りの100円券を1,000円でご購入いただけます。